家庭用ガス暖房契約定義書

(フジオックス供給区域 (旧簡易ガス 東都越谷団地))

2019年10月1日

フジオックス株式会社

目 次

1.	はじめに 一	
2.	用語の定義 一	
3.	適用条件 ——	
4.	契約の締結 —	
5.	料 金	
6.	名義の変更——	
7.	契約の解約 -	
8.	精算 -	
9.	設置確認 -	
10.	その他 ——	
付	則 ———	4
別	表 ————	5

1. はじめに

この家庭用ガス暖房契約定義書(以下「この定義書」といいます。)は、ガス小売供給約款(フジオックス供給区域(旧ガス事業法簡易ガス団地である東都越谷団地を平成29年5月に天然ガス化したもの))(以下「小売約款」といいます。)に基づき、料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 用語の定義

- (1) 「ガス暖房機器」… エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行なう機能を有する燃焼機器をいいます。
- (2) 「専用住宅」… 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」… 店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「その他期」… 4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検 針日の翌日から11月検針日まで)までをいいます。
- (3) 「冬期」… 12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までをいいます。

3. 適用条件

家庭用暖房機器を家庭用の専用住宅または併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

4. 契約の締結

- (1) この定義書に関する契約は、当社は申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます。)に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、所定の申込書により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は以下の規定に基づき決定いたします。
 - ① 新たにこの定義書に基づき契約が成立した場合は、原則として契約成立後、最初の小売約款に 定める定例検針日(以下「定例検針日」といいます。)の翌日を契約開始日といたします。なお、 契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成 立日が新たに先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
 - ② 新たにこの定義書に基づき契約を開始した場合は、契約期間は、契約開始日からその前日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立ってこの定義書に基づく契約の解約、又は変更の申込がない場合は、この 定義書に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針 日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この定義書に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書、又は他の定義書の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。((5)

において同じ。)

- (5) 当社は、お客さまが当社とのこの定義書に基づく契約の契約期間満了前に同一需要場所で、この 定義書に基づく契約の解約と同時に他の定義書の適用の申し込みをされた場合には、その申し込み を承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの定義書、小売約款又は他の定義書に基づく料金を、小売約款に 規定する支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾でき ないことがあります。
- (7) お客さまは、この定義書に基づく契約を締結された場合、同一需要場所において他の定義書、又は小売約款に基づくガスの使用契約は締結できません。

5. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(2)により算定された料金(この場合の料金を以下「早収料金」といいます。)を、早収料金適用期間経過後にお支払いが行われる場合には、早収料金を0パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といいます。)を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、12月29日、12月30日)の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。
 - ① 口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合。
 - ② 早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。

6. 名義の変更

お客さまが契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部、もしくはこの定義書に基づく契約 に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さまはこの定義書に基づく契約をその後継者に承 継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

7. 契約の解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、契約期間満了前であっても、この定義書に基づく契約を解約できるものといたします。ただし4(4)(5)により、その後の契約の締結に制限を受ける場合があります。((2)において同じ。)
- (2) お客さまに契約違反があった場合(3に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。) には、当社の申し出に基づき、契約期間満了前であっても、この定義書に基づく契約を解約できるものといたします。
- (3) (1)(2)による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの定義書に基づく契約を終了いたします。契約終了日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)とい

たします。ただし、同一需要場所で、この定義書に基づく契約の解約と同時に小売約款、又は他の 定義書の適用の申し込みをされた場合(4(4)(5)により、契約の締結に制限を受ける場合がありま す。)は、契約終了日は解約申出日以降の最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日と定 例検針日が同日の場合は、解約申出日を契約終了日といたします。

8. 精算

すでにこの定義書を適用のお客さまで、3に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、 当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、小売約款に定める料金とすでに料金とし てお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

9. 設置確認

- (1) 当社は、ガス暖房機器の設置の有無等、3に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの定義書の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの定義書に基づく契約を解約し、契約終了日以降小売約款を適用いたします。
- (2) 暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、暖房機器を取り外した場合は、この定義書に基づく契約を解約したものとみなし、7の規定に基づきこの定義書に基づく契約を解約いたします。

10. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は、2019年10月1日から実施いたします。

2. この定義書の掲示

当社は、この定義書を、事業所等において掲示いたします。この定義書を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この定義書を変更する旨、変更後の定義書の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから18立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が18立方メートルを超え、67立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が67立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。 従量料金は、基準単位料金、又は小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整 単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 割引額は、割引前料金額に料金表2定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、割引額算定の結果が料金表2に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、 前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ①料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。 (小数点以下の端数切り捨て)
 - ①早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷ (1+消費税率)
 - ②遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷ (1+消費税率)

3. 料金表

(1) 料金表 A

a 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	825.00 円
	(消費税等相当額を含みます。)

b 基準単位料金

1 立方メートルにつき	171. 46 円
$1 \pm 0 \times 10^{-1}$	(消費税等相当額を含みます。)

c 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

a 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,485.00円
	(消費税等相当額を含みます。)

b 基準単位料金

1 六十ノ、しルアのキ	134. 79 円
1立方メートルにつき 	(消費税等相当額を含みます。)

c 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表 C

a 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3, 339. 60 円
	(消費税等相当額を含みます。)

b 基準単位料金

1立方メートルにつき	107. 10 円
	(消費税等相当額を含みます。)

c 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。